

役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

〔平成30年3月29日
規程第1号〕

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宗像市社会福祉協議会の定款第10条及び第24条の規定に基づき、理事・監事、評議員及び各種委員会の委員（以下「役員等」という。）の報酬等及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等には、別表のとおり報酬等を支給する。ただし、理事及び監事に対する報酬等は、各年度の総額が7,000,000円を超えない範囲で支給する。

2 報酬を月額で支給する役員が月の途中で異動があった場合は、日割り計算により支給する。ただし、死亡した場合はその月までの報酬を支給する。

(支給の方法)

第3条 月額で支給する報酬は、一般職員の例により支給する。

2 日額で支給する報酬は、その都度支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が公務のため旅行したときは、その旅行について職員等の旅費に関する規程（昭和62年規程第6号）に基づき費用弁償として旅費を支給する。

2 月額で報酬を受ける役員等以外の役員等が会議及び委員会に出席した場合は、別表のとおり費用弁償を支給する。

3 前項の規定により費用弁償を支給する役員等で、大島ならびに地島在住の役員等については、船賃の実費を別に支給する。

(支給の制限)

第5条 常勤の公務員が役員等を兼ねる場合は、報酬は支給しない。

2 役員等が同じ日に開催される複数の会議に出席する場合は、最初の会議を除き他の会議に係る報酬及び費用弁償は支給しない。

第6条

(補則)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（平成30年3月29日規程第1号）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 役員等の報酬規程（昭和62年4月1日規程第4号）及び会長報酬及び非常勤役員等の費用弁償に関する規程（昭和62年4月1日規程第5号）は平成30年3月31日をもって廃止する。

別表（第2条、第4条第2項関係）

（平成30年4月1日施行）

職名	報酬額		費用弁償額
会長	月額	100,000円	—
常務理事	月額	常務理事の設置に関する規程に定める額	—
理事	日額	4,000円	1,000円
評議員	日額	4,000円	1,000円
監事	日額	4,000円	1,000円
各種委員会委員	日額	4,000円	1,000円
上記のうち弁護士資格等を有する者	日額	予算の範囲内	予算の範囲内